

ひとり暮らし高齢者見守り活動 事例集

平成24年3月

福岡県福祉労働部福祉総務課

はじめに

高齢化の進行や家族意識の変化に伴い、ひとり暮らし高齢者が増加しています。本県のひとり暮らし高齢者は、2010年の20万人から2030年には29万人に増加すると予想されており、高齢者の5人に1人を占めることとなります。

加えて、都市部を中心に地域コミュニティが弱体化し、高齢者の引きこもりや孤立死などの発生が懸念されます。

ひとり暮らし高齢者が孤立せず安心して生活できるためには、日頃の見守り活動や災害時の要援護者支援などの地域社会における支え合いが重要です。

本冊子は、市町村における見守り活動を推進する取組に資するため、福岡県内で行われている先進的な活動を紹介するものです。

目次

大野城市	高齢者を地域で見守る「地域ケア会議」	...	1
*春日市	日常の見守りのしくみを災害時の支援に活用	...	3
糸島市	校区社協で地域に密着した活動	...	6
*北九州市	校(地)区社協が要となって推進するふれあいネットワーク活動	...	10
築上町	今こそ地域のつながりの再構築を	...	14
*飯塚市	「ご近所福祉」の復活を	...	16
大牟田市	災害時等要援護者支援制度を活用した見守り	...	18
うきは市	日々の生活の中で、無理なく見守り、見守られる	...	21
福津市	企業(新聞販売店)との連携	...	23

(*安心生活創造事業を実施)

*安心生活創造事業とは

平成21年度創設の国のモデル事業で、「見守り」や「買物支援」、「自主財源の確保」に取り組むことで、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを行う。

福岡県では北九州市、飯塚市、春日市で実施された。

大野城市

高齢者を地域で見守る「地域ケア会議」



市町村基本情報

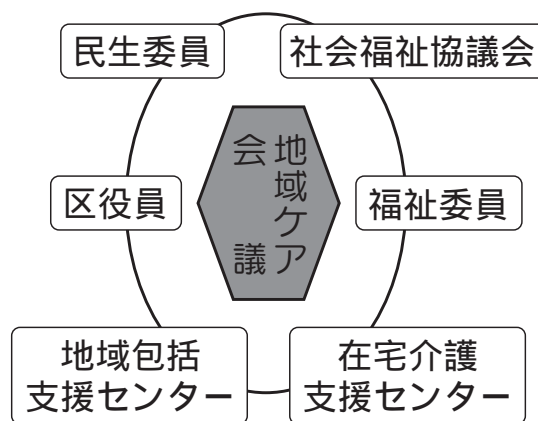
(H24.3.1 現在)

人口	96,811人
65歳以上高齢者数	16,359人
ひとり暮らし高齢者数	4,047人
高齢化率	16.9%

見守り活動の概要(各行政区の活動)

地域ケアシステムの構築を図るため、19年6月に各行政区に「地域ケア会議」を設置。開催される会議では、地域高齢者の生活状況や介護サービスの利用状況、また、心身の変化など高齢者個々の状況を関係者で共有し、適切に援助ができるように支援している。

- ・活動の中心組織：地域ケア会議
- ・活動単位：行政区
- ・チーム構成員：区役員、民生委員、福祉委員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、区福祉部、福祉推進員、シニアクラブ、消防団、身障協 等
- ・対象者の範囲：65歳以上の高齢者
- ・業務内容：高齢者世帯の実態把握、高齢者支援体制の協議、各種サービスの調整、地域見守り活動の調整と実施



○見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

- ・構成員の日頃の地域活動、訪問活動で得た情報を出し合い、対象者を把握。
- ・名簿は作成していない。
- ・手上げ方式の災害時要援護者登録台帳の名簿を活用。

○見守り対象者に係る個人情報の共有方法

- ・市個人情報保護審議会への諮問で65歳以上の名簿は民生委員にのみ提供されている。
- ・災害時要援護者登録者は、その申請書で「地域ケア会議」への情報提供に同意している。

地域における見守り活動体制づくりのための取組

- ・処遇検討を行い関係機関との連絡調整を図る旧態の「地域ケア会議」を平成14年5月から運営していた。
- ・高齢者の見守りは、各機関がそれぞれに行っていたが、各機関の情報は共有されていなかった。
- ・各区で見守り体制を確立するために、旧態の「地域ケア会議」を廃止し、情報を共有する新たな「地域ケア会議」を平成19年6月各区に設立した。
- ・社会福祉協議会が委嘱している各区の福祉委員は市との関わりがなかったが、市からも委嘱することになった。それにより、市のミニデイ事業に積極的に関わってもらい、見守り活動を推進できるようになった。

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・広報誌へ掲載して周知している。
- ・各機関が各活動を通して周知している。

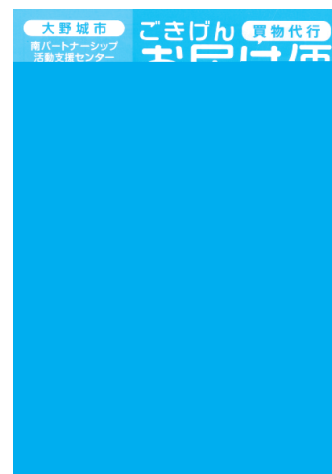
活動の課題

- ・手上げ方式の災害時要援護者登録台帳の名簿をどう活用していくか検討が必要。
- ・各区によって開催頻度が違う。
- ・開催回数が多い区では高齢者以外の市の施策に対する協議となり、本来の趣旨から外れる傾向がある。

その他の取組

・買物代行「ごきげんお届け便」

買い物に困難な方を対象に、FAXや電話で注文を受け、商品を自宅に届けるサービス。市、パートナーシップ活動支援センター、イオン九州大野城市店が共働で実施している。



春日市

日常の見守りのしくみを災害時の支援に活用



市町村基本情報 (H23.3.31 現在)	
人口	109,442 人
65 歳以上高齢者数	17,575 人
ひとり暮らし高齢者数	2,562 人
高齢化率	16.1%

見守り活動の概要 (自治会の活動)

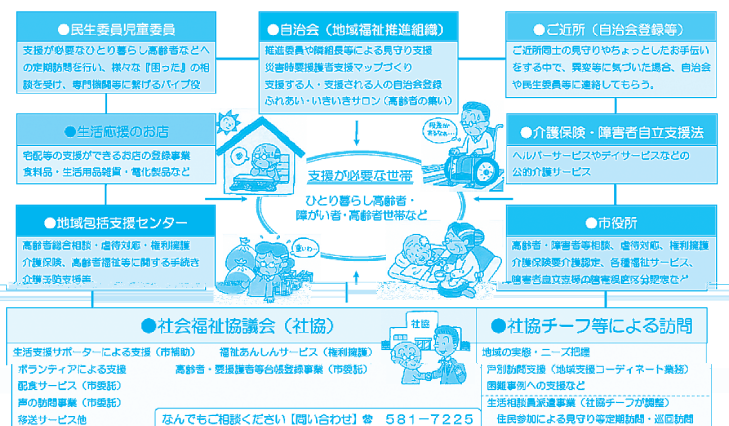
平成21年度から実施している安心生活創造事業をきっかけに、自治会を単位として、地域支え合いカード登録や地域支え合いマップづくりを進めている。地域支え合いカードに記名された支援者(近隣住民)において、日々の見守りと災害時の支援をお願いしている。地域福祉推進委員等による月1回程度の訪問活動が進められている自治会もあり、支援者には見守り活動の負担が重ならないよう、日々の生活の中で、できる範囲での見守りをお願いしている。

また、取組の中で把握された個別の問題や困難ケースを支援する、社協職員チームの配置によって、地域の中で段階的に行われる見守りや支援及び情報の共有が図られた。

- ・活動の中心組織：自治会
- ・活動単位：行政区
- ・チーム構成員：自治会役員、民生委員、地域福祉推進委員等、支援者(地域支え合いカードに記名された近隣住民)、社協チーム(担当職員)
- ・対象者の範囲、人数：35自治会のうち13自治会が取組中。自治会によって対象者の範囲・年齢が異なる(独居高齢者が中心)
- ・登録者：13自治会で279人

地域ネットワークづくり (見守りや生活支援など)

支援が必要となり暮らし高齢者や障がい者の方々の「困った」を解決するために、自治会や、民生委員、社協、市役所、地域包括支援センターなどの支援体制を明確にし、協力し合いながら「あしんのまちづくり」を進めていきます。



○見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

民生委員が市から提供された65歳以上の名簿と、自治会が把握している情報とのつき合わせを行い、把握する対象者の範囲・年齢を決定する。その後、自治会長または民生委員が対象者名簿を作成する。

地域支え合いカードの登録方法は、回覧等で住民へ周知し、登録を呼びかける手上げ方式と、対象者名簿をもとに訪問して登録してもらう同意方式にて進めている。

登録者名簿については、社協が地域支え合いカードを一旦預かり、登録者一覧表を作成し、自治会に渡している。

○見守り対象者に係る個人情報の共有方法

個人情報の記録については、市の個人情報保護審議会に諮り、承認を得ている。ただし、情報の管理及び利用方法について不備がないよう注意しなければならないとの条件を付されている。そのため、個人情報保護のガイドライン及び誓約書を作成し、取扱いへの注意を喚起している。

- ・地域支え合いカード内容の情報共有範囲
自治会役員、民生委員、地域福祉推進委員、社協、市、地域包括支援センター
- ・支援者への提供情報
登録者の氏名、電話番号、支援者チーム(3人以内)の氏名、電話番号
- ・個人情報を漏らさないための誓約書導入
副自治会長や福祉部長、地域福祉推進委員等取組者が自治会長あてに記名同意を行っている。

地域における見守り活動体制づくりのための取組

- ・取組についての説明会実施
自治会(地域福祉推進委員会)、隣組長会議など
- ・地域支え合いカード登録促進(手上げ方式、同意方式)
- ・地域支え合いマップづくり
- ・支援者(見守り者)に支援者のしおり配布
- ・登録者にあんしんカード配布

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・自治会報、回覧、隣組長会議での周知
取組の目的、支え合いカード登録募集、支援者募集など

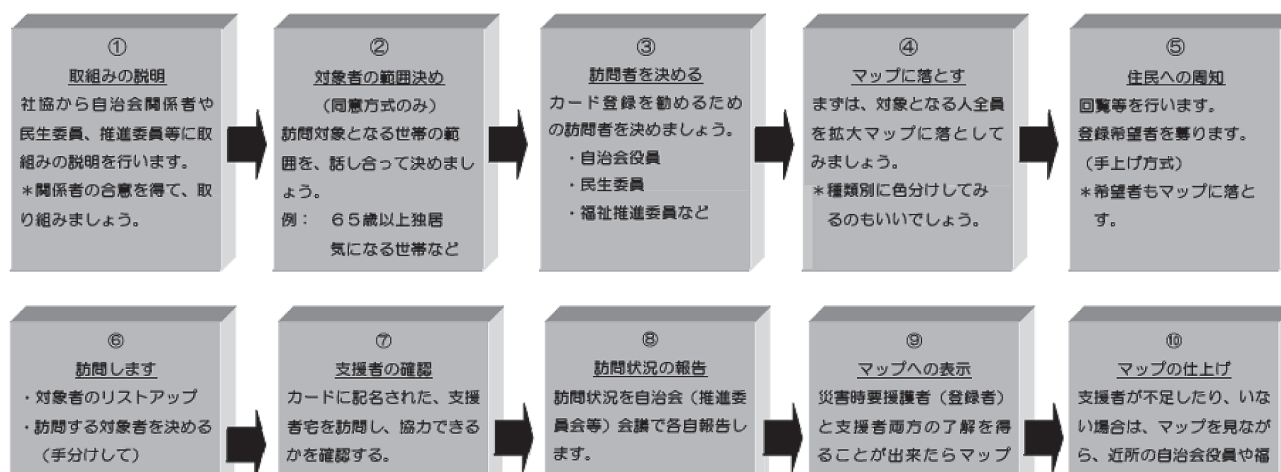
活動の課題

- ・ 支援者(見守り活動の担い手)の不足
- ・ 自治会によっては、構成員(取組者)が少ない
- ・ 毎年更新するため、構成員の負担になっている
- ・ 日々の見守りの中で支援者がいかに異変に気づき、速やかに通報していただくかが今後の課題
- ・ 自主財源の確保

その他の取組

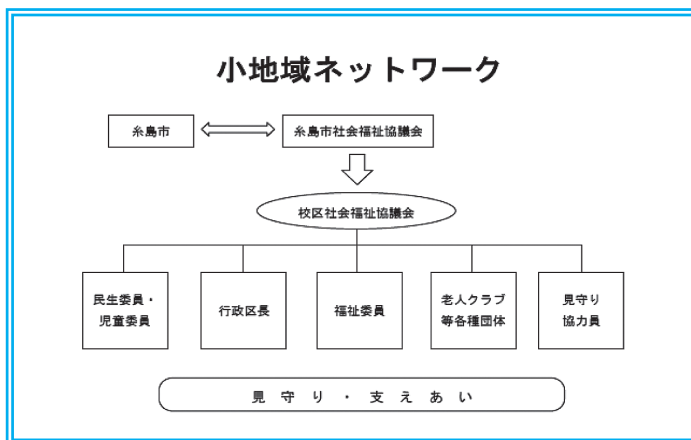
- ・ 現在、取り組んでいる平田台地区では、登録者(要援護者)と支援者の顔合わせ会を年に1回行っている。この集まりを活用し、活動の目的や意義、登録者の心構えや支援者の役割などを説明。2回目は、顔合わせ会のほか更新も目的に実施している。両者に変更がないかや困りごとに関する簡単なアンケートも行った。
- ・ ひとり暮らし高齢者等、日頃の買い物に不便を感じている方々に対して、配達による買い物支援等のお手伝いができる店舗に地域にやさしいお店として登録してもらう「生活応援のお店」登録推進事業を実施した。
- ・ 要援護者には、緊急時の連絡先やかかりつけ医等を記載し、自宅に備え付ける「あんしんカード」への登録も併せて推進している。

日常적인見守り活動・災害時要援護者支援の取組みの進め方(手上げ方式と同意方式)



糸島市

校区社協で地域に密着した活動

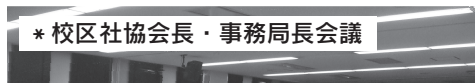


市町村基本情報
(H23.4.1 現在)

人口	100,739人
65歳以上高齢者数	21,581人
ひとり暮らし高齢者数	3,842人
高齢化率	21.4%

見守り活動の概要

行政や社会福祉協議会、校区社会福祉協議会が連携して、災害時要援護者を把握し、その情報を日頃の見守り活動に活用している。



また、見守り活動により発見した福祉ニーズに対応し、校区社協で検討したり、必要に応じ各種機関へつなぐ役割を持っている。

小学校区ごとに設置された校区社協では、共通事業として見守り訪問活動やひとり暮らし高齢者のつどい、手作り弁当の配布(年3回)などの福祉活動を積極的に実施している。



* 手作り弁当の配布

- ・活動の中心組織: 校区社会福祉協議会
- ・活動単位: 小学校区
- ・構成員: 民生委員、行政区長、福祉委員、老人クラブ等各種団体、見守り協力員
- ・活動内容: 見守り訪問活動、ひとり暮らし高齢者のつどい、手作り弁当の配布、校区社協だよりの発行、子育て支援事業 など
- ・見守り対象者の範囲: 民生委員が住民基本台帳を基に65歳以上のひとり暮らし高齢者の方を訪問し、実情把握をし対象者を決定している。
その対象者数に応じ、事業費を校区社協へ助成している。
- ・見守り対象者数: 1,949人(平成23年度)

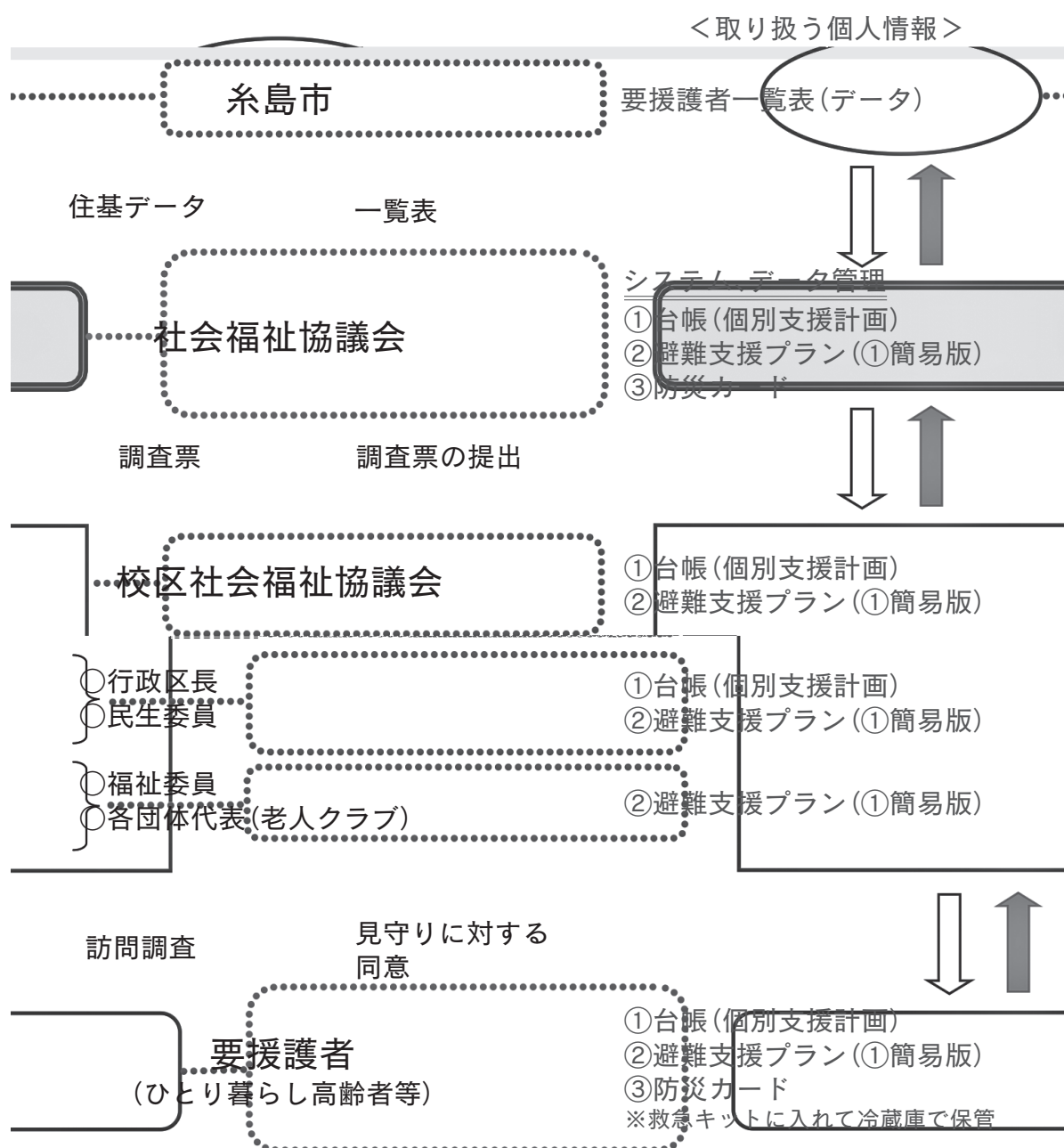
○見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

災害時要援護者台帳を見守り活動に活用している。市が社会福祉協議会に委託して台帳を作成しており、作成に必要な調査は校区社会福祉協議会の協力を得ながら実施している。

○見守り対象者に係る個人情報の共有方法

災害時要援護者台帳は、個人情報保護審議会の意見を踏まえ、市社会福祉協議会が作成・管理している。

校区社会福祉協議会のメンバーは、それぞれの役割により必要最小限の個人情報を共有し、見守り活動に活用している。



地域における見守り活動体制づくりのための取組

【前原地区の取組】

- ・平成元年より民生委員が中心となって「愛のネットワーク推進事業」に取り組み、行政区長、民生委員、食進会、老人クラブ、公民館など、校区内の関係団体の協力により推進組織が作られ見守り活動を進めてきた。
- ・平成2年から愛のネットワーク推進事業をよりきめ細やかにできるように、行政区長の推薦により行政区に1人ずつ、社協会長が委嘱する福祉委員を設置している。
その後、世帯数が多い行政区は必要に応じ2人設置している。
合併後は、順次区長会へ説明し現在15校区中13校区で設置済み。
- ・市の高齢者等保健・福祉推進10カ年計画で小学校区ごとに校区社会福祉協議会を設置し、地域に密着したきめ細やかな福祉活動を推進することが位置づけられ、このことを受けて「愛のネットワーク推進事業」を発展的に解消して、平成6年から校区社協の設置を進めた。
合併後も、行政区長会をはじめ、民生委員会等で設立に向けた説明会を実施し15校区中14校区の校区社協の設置が出来た。

【志摩地区の取組】

- ・平成14年から住民自らが、生活の拠点としている小地域(行政区)での福祉問題の解決に取り組める組織作りの推進をし、「小地域ネットワーク福祉会」を設置した。
この福祉会では、福祉問題調査事業、住民参加型福祉サービス事業、地域福祉講座の開催など、地域の応じた活動を展開している。
合併後も、この取組を推進し現在13箇所の小地域ネットワーク福祉会を設置している。

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・全戸配布の校区社協の広報紙で事業の取組状況等を周知している。
- ・市社協の広報紙でも周知している。

活動の課題

- ・現在、ひとり暮らしの高齢者の年齢を65歳以上としているが、元気な方が多く、高齢者の定義の65歳という年齢の見直しが必要との声が多く出ている。
- ・個人情報保護の関係で、関係者間での情報の共有が難しいことがある。
- ・組織構成員や活動の担い手の高齢化。

その他の取組

・救急医療情報キット

ひとり暮らしの高齢者などが自宅で救急車を呼び医療行為を受ける際に必要となる「かかりつけ医」「服薬」「持病」「緊急連絡先」などの情報を専用の容器に入れ冷蔵庫に保管する。

冷蔵庫の扉と玄関の内側にステッカーを貼ることで、冷蔵庫に「救急医療情報キット」を保管していることを表示。

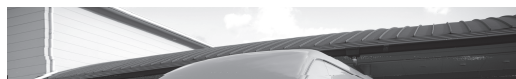


・自主運行バス

高齢者の買い物や通院を支援するため、平成24年1月から「自主運行バス」の運行を開始。バス車両と運行経費は市が提供し、運転は校区社会福祉協議会に登録しているボランティアが務める。

スーパー、病院、駅、市庁舎などを週3回、1日2往復運行し、利用料金は無料。

初年度は福吉校区でモデル事業として取り組み、将来的には他校区への拡大を予定している。



北九州市

校(地)区社協が要となって推進するふれあいネットワーク活動

見守り・助け合い・話し合いの3つのしくみ
ふれあいネットワーク活動



市町村基本情報

(H22 国勢調査)

人口	976,846人
65歳以上高齢者数	244,860人
ひとり暮らし高齢者数	52,398人
高齢化率	25.1%

見守り活動の概要

昭和30年代から、概ね小学校区を中心に、校(地)区社会福祉協議会を組織し、住民が主体となって小地域福祉活動を展開してきた。

その校(地)区社協が要となって推進する小地域福祉活動の基本活動として、平成6年度から導入・推進してきたのが、住民による見守り・助け合い・話し合いのしくみ「ふれあいネットワーク活動」である。

全市域にわたり、154校(地)区社協で、6,742人の福祉協力員が、95,191世帯(平成22年度)を支える活動に発展している。

- ・活動の中心組織：校(地)区社協
- ・活動単位：概ね小学校区
- ・構成員：自治会・町内会、まちづくり協議会、民生委員、老人クラブ、婦人会、PTA、他地域団体
- ・対象者の範囲：ひとり暮らし高齢者など支援が必要と思われる人
- ・活動内容：福祉協力員(概ね50～100世帯に1人)が民生委員等と連携し、支援が必要と思われる世帯を見守り、地域住民でできる範囲の日常簡易な支援活動(話し相手、ゴミ出し、買い物支援、生活情報の提供など)を行う。また、関係機関や団体と一緒に話し合いを行い、課題解決の方法や役割分担を検討する。



○見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

校(地)区社協内に近隣圏域(300世帯～600世帯)を設定し、各近隣圏域の50世帯に1人を目安に福祉協力員を配置する。

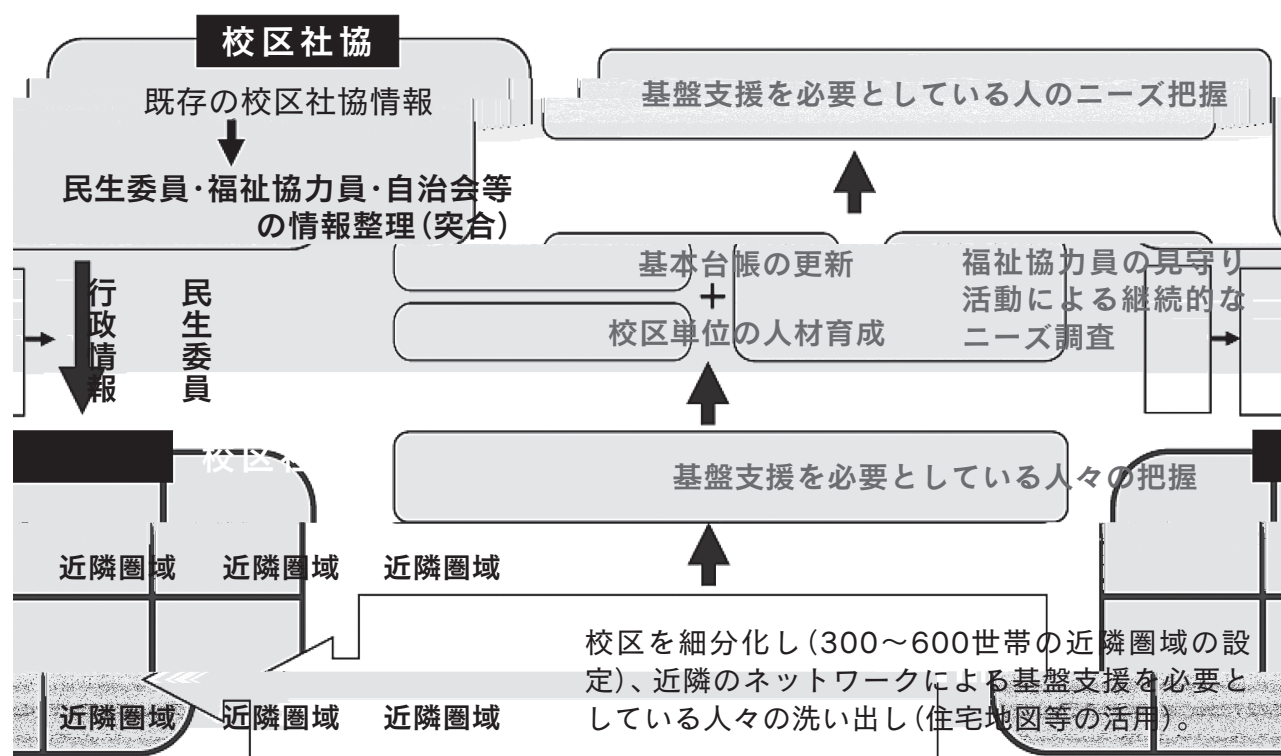
近隣圏域の範囲や福祉協力員がわかる「活動者名簿」を作成する。

福祉協力員は、民生委員と協力して、校(地)区内に居住する、支援を必要としている人を定期的または随時に訪問し、ニーズの把握に努めるとともに、必要な対応、調整を行う。

福祉協力員は、訪問を始めるにあたって、支援を必要としている人の「基本台帳」を作成するとともに、活動の状況について「訪問台帳」に記録する。

支援を必要としている人を近隣圏域ごとに住宅地図などを使って洗い出す。

【イメージ図】



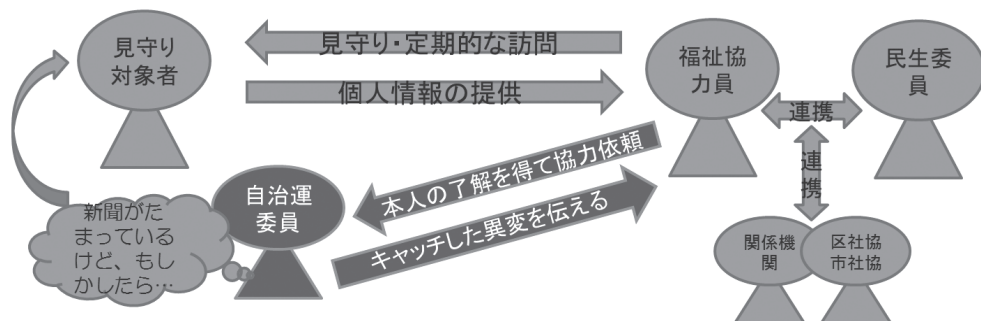
○見守り対象者に係る個人情報の共有方法

校(地)区社協の活動者は、それぞれの役割に必要な最小限の個人情報を共有し、見守り活動に活用している。共有が必要な場合は、できるだけ本人の了解を得ることになっている。

地域における見守り活動体制づくりのための取組

・自治運営委員(町内会の組長)と連携した見守り強化

見守り対象者のうち、本人の了解が得られた人については、その情報を自治運営委員に引き継いでおくことで、例えば、郵便物や新聞がたまっている、夜になっても灯りがつかない、などの異変に気づいたときに、福祉協力員や担当民生委員に連絡してもらう仕組み。

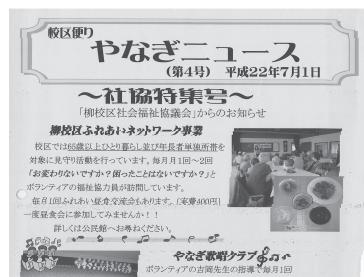


・校区単位のボランティア養成講座

新たな活動の担い手を発掘、育成するために、校区単位でボランティア養成講座を実施している。

見守り活動の地域住民への周知・広報

・校区単位のホームページや広報紙発行支援



・出前講演活動の実施

ふれあいネットワーク活動や権利擁護、ボランティア活動、認知症など、住民に身近な福祉について、DVDも活用しながら出前講演活動を実施している。



活動の課題

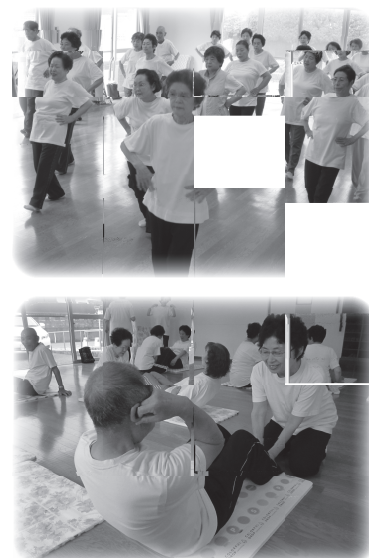
- 1 人材育成機能の充実
福祉協力員や近隣圏域のリーダー等、充実強化の仕組みを普及するための人材の確保・育成
- 2 連絡調整会議の充実・活性化
校区域で開催する連絡調整会議の毎月1回定例化のための具体策・企画案・手法や、いのちをつなぐネットワークをはじめとする行政関係機関との連携の仕組みの確立
- 3 福祉協力員と民生委員との連携強化
- 4 校区の福祉課題に対応したメニュー事業の展開
各校区の抱える福祉課題の解決を図れるメニュー事業の選択と実施支援
- 5 小地域福祉活動費の安定的な確保
- 6 活動状況の把握と分析および第三者評価の仕組みの活用

その他の取組

・毎週約2時間の介護予防体操教室を開催

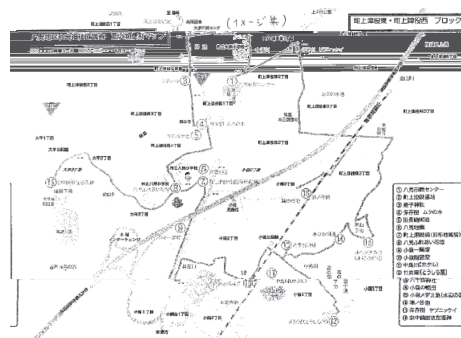
50人の参加者のうち、80歳以上の方は12人、平均年齢は、75.7歳。ゆったりとした音楽に合わせたストレッチに始まり、軽快な歌謡曲にのったウォーキングやリズム体操、二人一組になつての腹筋運動と、みんなにこにこペースで、自分の体力に合わせて体を動かしている。

「もっと身近な地域で」との要望に応え、校区内5箇所で開催している。



・買い物支援マップづくり

校区を3つのエリアに分け、「買い物便利マップ」づくりにも、挑戦している。



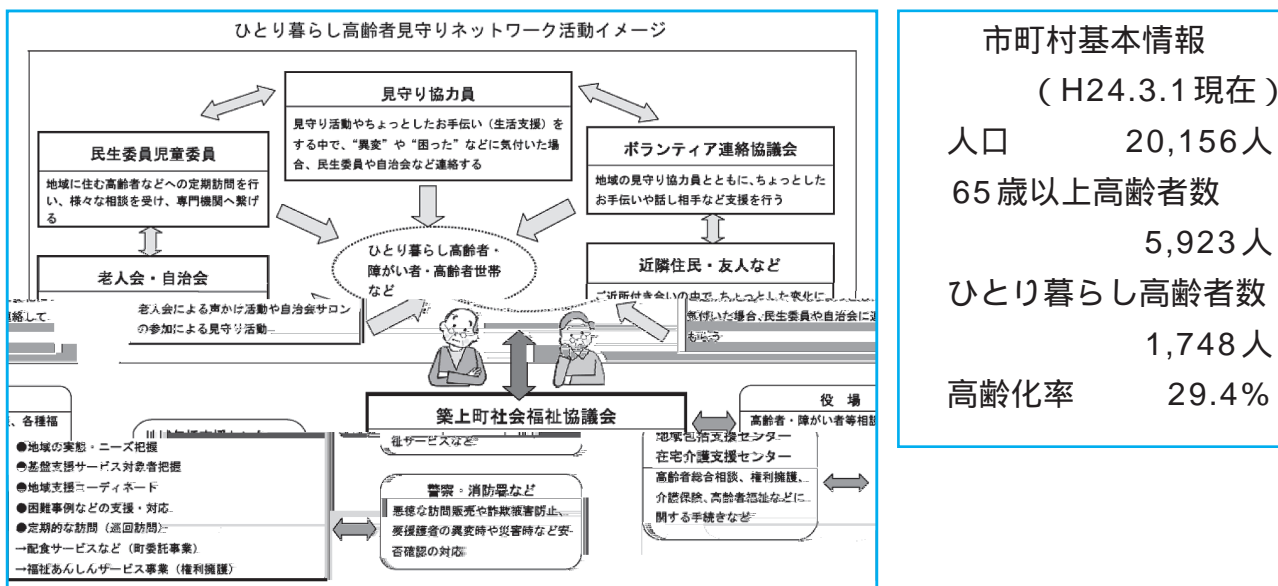
八尾地区社会福祉協議会 買い物支援マップ 町上津地区・町上津地区 ブロック

No.	店舗名	町上津地区	町上津地区	連絡先	営業時間
①	しゃぶしゃぶ	町上津地区	町上津地区	03-3463-1111	10:00~19:00



築上町

今こそ地域のつながりの再構築を



市町村基本情報 (H24.3.1 現在)	
人口	20,156人
65歳以上高齢者数	5,923人
ひとり暮らし高齢者数	1,748人
高齢化率	29.4%

見守り活動の概要（八津田地区の活動）

平成22年3月、築上町社会福祉協議会が見守りネットワーク協議会を設置。民生委員、社会福祉協議会職員が、見守り対象者宅を個別訪問し、活動の趣旨を説明のうえ、活動に同意してくれる人を対象者として登録。

また、一方で「見守り協力員」を募集し平成22年12月から八津田地区(4行政区)においてモデル事業を開始。現在、対象者は31人おり月2回程度対象者宅を訪問している。それに並行し、その他の行政区においても「見守り協力員」が中心となり、23自治会(築上町64自治会中)において見守り活動を実施している。

モデル地区の八津田地区は現在、見守り協力員が、対象者の生活ペースに合わせ、月1～2回の訪問を実施。週1回の外からの見守りも実施している。また、対象者の隣人にも声かけし、相互が助け合う体制づくりをしている。さらには、従来より行われていた老人クラブによる相互支援活動の中での訪問、民生委員の訪問とも連携して見守り活動を展開している。

- ・活動の中心組織：築上町社会福祉協議会、見守りネットワーク協議会
- ・活動単位：行政区
- ・構成員：見守り協力員、民生委員
- ・活動内容：声かけ、安否確認
- ・対象者の範囲：75歳以上ひとり暮らし高齢者・要支援者

見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

町が提供した情報をもとに、民生委員、社会福祉協議会職員が訪問し、見守り対象者として同意があった方を登録する。

見守り対象者と見守り協力員を社会福祉協議会がデータで管理を行う。

地域における見守り活動体制づくりのための取組

平成21年度

- 2月：関係団体(警察・消防)に事業趣旨説明
- 3月：ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会設立
消防、警察に事業趣旨説明、協力依頼
第1回ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会開催

平成22年度

- 4月：民生委員・社協職員で対象者把握開始
第2回ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会開催
- 5月：見守り協力員募集開始
見守り対象者宅訪問開始(民生委員、社会福祉協議会職員)
- 9月：見守り協力員委員会開催
第3回ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会開催
自治会長会全体会議において事業趣旨説明実施
- 10月：八津田地区において、モデル事業開始

平成23年度

- 9月：第4回ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会開催
- 3月：見守り協力員研修会開催

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・見守りプロモーションビデオを作成し、住民向け講演会の開催
(開催日：平成24年3月16、21、24、31日)
- ・築上町社協だよりに見守り活動を掲載
(平成22年5月号)
- ・見守り協力員研修会
(開催日：平成24年3月21日)
- ・見守り協力員ジャンパーの作成

活動の課題

- ・事業継続のための財源確保



飯塚市

「ご近所福祉」の復活を



市町村基本情報 (H24.3.1現在)	
人口	132,279人
65歳以上高齢者数	33,224人
ひとり暮らし高齢者数	10,169人
高齢化率	25.1%

見守り活動の概要(二瀬地区の活動)

民生委員や福祉委員、自治会長などをメンバーとした「地域福祉ネットワーク委員会」を設置。関係者間で情報共有するため、月1回会議を開催し、見守り活動を実施している。

また、地区社会福祉協議会と連携し、サロン活動等を実施するとともに地域福祉活動推進に係る合意の形成を図っている。

平成21年度から3年間実施した安心生活創造事業では、「民生委員別要援護者台帳」、「ふれあい・ホットライン」、「自治会別福祉マップ」等を作成後、市と市社会福祉協議会、自治会長、民生委員とで情報を共有し、緊急時・災害時に備えると共に日常の見守り活動に活用している。

今後は、地域の自助共助を柱に「自治会別福祉マップ」をそれぞれの小地域に合った「地域支え合いマップ」や「防災福祉マップ」に展開させていく。

- ・活動の中心組織:23自治会
- ・活動単位:50世帯を目安としたご近所エリア
- ・構成員:自治会福祉部(民生委員30人、自治会長、福祉委員107人など)
- ・見守り対象者の範囲:70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者世帯(夫婦、親子等の同居世帯)、昼間ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者手帳所持者の世帯のうち見守り活動が必要と認められる世帯など
- ・見守り対象者数:約500人(要援護のリスクを抱える人)

見守り対象者に係る個人情報の共有方法

毎年、市が台帳を作成して民生委員に確認作業を依頼する災害時要援護者実態調査において、「緊急時・災害時対応の目的で、飯塚市が、民生委員、福祉委員、自治会長、飯塚市社会福祉協議会、福祉・医療関係団体に調査の情報を提供することに同意した人」が、要援護者台帳に掲載される。その情報を市と市社会福祉協議会、自治会長、民生委員とで共有している。

地域における見守り活動体制づくりのための取組

飯塚市の見守り活動を中心とした小地域活動推進の基本となる仕組みは、地区社会福祉協議会と地区地域福祉ネットワーク委員会、福祉委員制度と、ふれあい・いきいきサロン。地区社協は、地区コミュニティ団体の代表者で構成し、地域福祉活動推進に係る合意の形成を図る組織。地区地域福祉ネットワーク委員会は、地区社協を母体としてつくられた地域福祉活動を主導する組織。地域コミュニティ団体に加えて、市職員、市社協職員、在宅介護支援センター相談員が参画しており、月 1 回定期開催されている。

見守り活動の中心的担い手である福祉委員は、50 世帯に 1 人を目安に自治会長と民生委員の合議により推薦され、市社協会長が委嘱する。福祉委員の活動記録は、毎月、担当地区の民生委員が集約し、自治会長、地区社協、市社協とで共有する。

また、安心生活創造事業のモデル指定最終年度の締めくくり企画として、「地域の支え合いから災害時の助け合いへ」をテーマに NPO 法人にいがた災害ボランティアネットワークの事務局長 李 仁鉄氏を講師にお招きし、平成 24 年 3 月 27 日に飯塚市要援護者安心生活基盤づくり事業（二瀬地区）講演会を実施した。

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・社協だよりで紹介（平成 22 年 2 月 15 日）
「要援護者安心生活基盤づくり事業が二瀬地区で始動」
- ・住民の支え合いマップ作成セミナーの開催（平成 23 年 2 月 27、28 日）
講師：住民流福祉総合研究所 所長 木原孝久氏
- ・二瀬地区社会福祉協議会だよりで飯塚市要援護者安心生活基盤づくり事業の紹介（平成 23 年 3 月 15 日、平成 24 年 3 月 15 日）
- ・自治会内広報紙（飯塚市要援護者安心生活基盤づくり事業・二瀬地区の歩み）発行（平成 24 年 3 月 15 日）

活動の課題

- ・援護者の最新情報の更新・共有をどのようなスパンでどのようにしていくかが課題である。
- ・地域で活動を行うときの定着した確固たる担い手が不足している。
- ・要援護者の中で、拒否ケースの対応。

その他の取組

「ふれあい・ホットライン」、「自治会別福祉マップ」については、平成 23 年度福岡県地域支え合い体制づくり事業を活用し、市内全地区（全自治会）に普及させ、見守り活動に係る共通の基盤を全市的に整備することができた。

大牟田市

災害時等要援護者支援制度を活用した見守り



市町村基本情報

(H24.3.1 現在)

人口	124,352 人
65歳以上高齢者数	37,398 人
ひとり暮らし高齢者数	12,284 人
高齢化率	30.1%

見守り活動の概要

平成21年から運用を開始した「ご近所支え合いネット(災害時等要援護者支援制度)」に登録した人の情報を、市と「災害時等要援護者の個人情報に関する協定」を締結した小学校区の地域組織が共有し、その情報を活用して、町内公民館長や民生委員、福祉委員などによる見守り活動を実施している。

- ・活動の中心組織:小学校区ごとの地域支援組織
 - *「校区運営協議会」や「校区安心安全まちづくり推進協議会」など、地域活動に関わる多くの住民が参加している組織を「地域支援組織」と位置づけ、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結している。23年度末現在、22の小学校区のうち4校区と締結。
- ・活動単位:小学校区
- ・構成員:町内公民館の役員や民生委員、福祉委員をはじめ、日頃から見守り活動に携わっている地域住民
- ・見守り対象者の範囲:登録者のうち、上記4校区に居住する人
- ・見守り対象者数:2,582人(平成24年2月末日現在)

見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

「ご近所支え合いネット」に登録した人の名簿を、小学校区ごとに作成している。

見守り対象者に係る個人情報の共有方法

上記の名簿を、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した校区の地域支援組織に提供し、日頃の見守り活動等に携わる人まで共有している。(名簿の情報を共有できる範囲は、同協定の中で規定している。)

地域における見守り活動体制づくりのための取組

- ・日頃のつきあいを通じて見守りや声かけを行う「支援者」を登録。
- ・「支援者」がいない人は、孤立しないように地域支援組織が支援。
- ・名簿に記載された情報をもとに、地域における見守り活動を充実。
- ・防災訓練において、安否確認や避難支援の訓練を実施。

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・出前講座による「ご近所支え合いネット（災害時等要援護者支援制度）」の周知
- ・民生委員による高齢者への同制度周知

活動の課題

- ・未登録の高齢者の中にも多くの要援護者がいると考えられるため、さらに登録を推進し、できる限り漏れがないように情報を把握することが求められる。
- ・市と地域が情報を共有するための「災害時等要援護者の個人情報に関する協定」を、市全域へ広げていく必要がある。
- ・「支援者」を登録できている人の割合は4割と、孤立化が危惧される状況。そのため、要援護者と近隣住民の関係を繋ぐ取組が急務となっている。
- ・登録者のほとんどが高齢者であるため、障害者など他の要援護者の登録も進め、地域が一体となった取組へと展開していくことが重要。

その他の取組

・徘徊模擬訓練

認知症の人が行方不明になったという設定のもと、高齢者等SOSネットワーク（行方不明になった認知症の人を捜すためのネットワーク）を活用して、「通報～連絡～捜索～発見・保護」の情報伝達の流れを、各小学校区を基本的な単位として訓練する。平成23年度には8回目の訓練を実施。

これまで訓練を実施していない校区の地域団体や住民の中にも機運が高まるとともに、徘徊模擬訓練の実施施設に「変身精霊」を「園凜鉦麟犢」5頁 京發無嘗・燮

いざという時のために記入して、いつも見える場所に置いておきましょう。

名前： _____ (男・女) この地域の避難場所は _____

日：(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(A・B・O・AB) 型 _____

大牟田市 _____

〒 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

_____ 病院

病院の名前	電話番号	病歴	住所

「近所支援会いネット」に登録しませんか

～「大牟田市災害時等要援護者支援制度」のご案内～

「近所支援会いネット」って何?

災害が起きたときに、近所での助け合いがあると多くの命が救われることが、近の大規模災害で明らかになっています。

この制度は、災害が起きたときなどに自分だけでは避難したり身を守るのが難しい誰かの助けが必要な人(要援護者)のご住所やお名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ市に登録し、その情報を支援していただける人や地域の団体と共有する仕組みです。

また、この制度を通じて、要援護者が只馬から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指しています。

誰が対象になるの?

下記の①から⑦にあてはまる人のうち、災害が起きて避難したり身を守るために手助けを必要とする人です。

- ①65歳以上の入居者
- ②身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が1級または2級の人
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害の程度が1級または2級の人
- ④妊娠している、または出産後1年以内の人と1歳までの乳児
- ⑤その他、災害が起きて避難するときに手助けが必要な人

市民の共有情報 → 登録 → 市役所 → 情報の共有 → 要援護者 / 支援者

どうしたら登録できるの?

市役所に申請書を提出してください

- 申請は、地域福祉推進室(保健所3階)
- 申請書に書かれた内容は、支援のために提供しますので、あらかじめご了承ください。
- 日頃のお付き合いを通じて見知っている支援者の住所や連絡先も、民生委員・民生委員・民生委員とよく話し合っただけで承得たうえで(登録にあたり、支援者の心当たりが無くても)登録してください。

日頃から心がけておきたいこと

「日頃から心がけておきたいこと」登録しても「安心して助けを自分自身で守る」とい大事です。

日頃からご近所と温かい関係を築き、地域活動に積極的に参加するなどのつながりを大事にしましょう。

見守り・声かけ・日頃のおつきあひ

うきは市

日々の生活の中で、無理なく見守り、見守られる

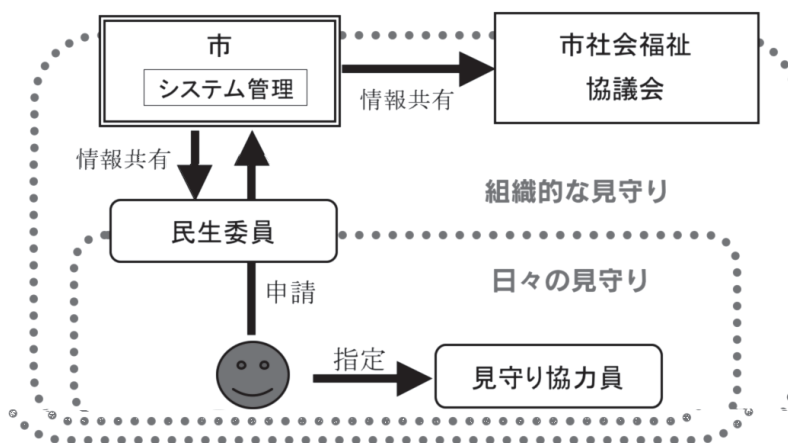


市町村基本情報 (H24.3.1 現在)	
人口	32,148人
65歳以上高齢者数	8,871人
ひとり暮らし高齢者数	1,210人
高齢化率	27.6%

見守り活動の概要

見守りが必要な人が、自ら指定した「見守り協力員」により、日々の見守りを実施している。「見守り協力員」には親しい近隣者が指定されるため、それまでのご近所づきあいの延長で、お互いに無理のないきめ細かな見守り活動となっている。

また、平成21年度から災害時要援護者台帳システムを導入。要支援者に関する情報(避難支援プラン、緊急連絡先、医療情報、自宅地図など)をシステムで管理し、社会福祉協議会と情報共有して、見守り活動等に活用している。



- ・活動の中心組織: 市福祉事務所
- ・活動単位: 市内全域
- ・構成員: 民生委員、見守り協力員
- ・見守り対象者の範囲: 65歳以上ひとり暮らし世帯、65歳以上高齢者世帯、要援護登録希望者。
- ・登録者希望者数: 2,330人

見守り対象者の把握及び名簿の作成方法

民生委員に提供している住民台帳によって高齢者世帯を訪問してもらい、台帳への登録、及び協力員の希望を確認し、協力員を希望する場合は、協力員への確認・承諾を行ってもらおう。

見守り対象者に係る個人情報の共有方法

各民生委員に、担当区域の住民台帳を提供している。また、社会福祉協議会にも見守りシステムを配置している。個人情報保護審議会で承認済。

地域における見守り活動体制づくりのための取組

- ・ 民生委員による見守りから、協力員による見守りへと移行している。
- ・ 社会福祉協議会をはじめとした各種団体で高齢者見守りネットワーク協議会を行い、各団体からの問題提起や情報の共有を行っている。
- ・ 協議会に郵便事業と新聞配達を担当者が入っているので、郵便物等が溜まっている場合には、すぐに連絡をしてもらうように依頼している。
- ・ 見守り希望者には、協力員や緊急時の連絡先、災害時の避難場所等を記載した“防災カード”を配布している。

防災カード			
対象者名	男	女	明大昭 年 月 日生(歳)
住 居	〒 市 町 丁目 番 号		
血 圧 値	留意事項		
-緊急連絡先-		-緊急連絡先-	
氏 名	姓 名	氏 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
-民生委員-		本 人	-避難場所-
見守り協力員		災害時連絡先	
①	②	①	②
医療機関		電話番号	
郵便等(治療中の疾患等)			
特記事項			
登録日	登録月	行政区	

見守り活動の地域住民への周知・広報

- ・ 民生委員による見守り活動の一環で周知を行っている。
- ・ ネットワーク協議会に参加の各所属からも周知を行っている。
- ・ 広報紙等で周知を行っている。

活動の課題

- ・ 区の役員が見守り協力員になっており、年度毎に役員が変わると協力員も変わるなど、協力員が一定しないケースがある。
- ・ 協力員を遠方の親族に依頼するなど、日頃の見守りが不可能なケースがある。
- ・ 対象者の中には、家族には迷惑をかけられないと、近くに住んでいる親族に協力を頼まず、別の方を協力員として依頼しているケースがある。

福津市

企業(新聞販売店)との連携

新聞配達の業務の中で住民に何らかの異変を察知した場合に市町村へ通報してもらえよう、平成21年度から市内の西日本新聞エリアセンターと協定を締結している。

西日本新聞配達員のみなさまへ

配達員の皆さまには、新聞配達の傍ら、地域の見守り活動に積極的に取り組んでいただきますことに、心より感謝申し上げます。

この度の取組により、高齢者の不測の事故等による不幸な事態を未然に防ぐことができるなど、高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らし続けることができるものと大いに期待しております。

高齢化の進展に伴い、増加することが予測される認知症高齢者の徘徊や不慮の事故に対処するため、地域で支え合う活動の整備は大切なものとなっており、福津市内の西日本新聞エリアセンターの皆さまのご理解とご協力により、「福津市における地域の見守り活動に関する協定」を締結することができました。

つきましては、協定の趣旨をご理解いただき、新聞や郵便物が数日分溜まっていたり、姿を見かけないなど些細なことでもお気づきのことがございましたら、各エリアセンター所長までご一報いただきますようお願いいたします。

なお、事故防止等の観点から、急病等緊急対処を要することが明白な場合以外には、敷地内への立ち入り等をご遠慮いただきますよう併せてお願いいたします。

平成 年 月 日

福津市長 小山達生
(健康福祉部高齢者サービス課)

福津市における地域の見守り活動に関する協定書

福津市内に販売エリアを持つ西日本新聞エリアセンター津屋崎 所長、西日本新聞エリアセンター東福間 所長、西日本新聞エリアセンター福間 所長及び西日本新聞エリアセンター福間西 所長（以下「甲」という。）と福津市長 小山 達生（以下「乙」という。）とは、「福津市高齢者見守り等事業実施要綱」第2条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、地域で支え合う仕組みづくりに関して、地域で発生するさまざまな問題の早期発見のために、相互に協力するため、次のとおり、地域の見守り活動に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指して実施する地域の見守り活動の一翼を担う活動に関して、具体的な内容を定めることを目的とする。

（甲の見守り活動）

- 第2条 甲は、日常の業務の範囲において、購読者及び配達ルート上の住民に関して何らかの異変を察知した場合は、速やかに乙に連絡・通報するものとする。
- 2 前項に定める連絡・通報は、良心に基づき誠実に行うものとし、次条に定める乙の支援活動の実施にあたり生じる諸問題に対して一切の責任を負わないものとする。
 - 3 甲の連絡・通報に係る経費は甲の負担とする。
 - 4 別表に定める販売所に変更があった場合は、速やかに乙に対して通知するものとする。

（乙の支援）

- 第3条 乙は、前条の連絡・通報を受けた場合には、速やかに連絡・通報対象者の状況を確認し、必要な支援を行うものとする。
- 2 乙は、甲の要請に応じて活動に必要な情報を提供し、円滑な事業実施に努めるものとする。
 - 3 乙は、市民に対して協定の趣旨を周知するなど、甲の活動が円滑にすすむために必要な支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第4条 この協定に基づき地域の見守り活動に関わる者は、正当な理由がなく、活動上知り得た秘密を他に漏らし、又は個人情報をその活動以外の目的に利用してはならない。活動をしなくなった後もまた同様とする。

（相互連携）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第6条 社会情勢の変遷等によって、この協定に不備が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれかからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期限満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲

西日本新聞エリアセンター津屋崎 所長
西日本新聞エリアセンター東福間 所長
西日本新聞エリアセンター福間 所長
西日本新聞エリアセンター福間西 所長

乙

福 津 市 長 小 山 達 生

別 表 協定に参加する西日本新聞エリアセンター

エリアセンター名	所 長 名	住 所
西日本新聞エリアセンター津屋崎		
西日本新聞エリアセンター東福間		
西日本新聞エリアセンター福間		
西日本新聞エリアセンター福間西		



総	登録番号 4
---	-----------